

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年12月12日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田綱雄君	副委員長	厚地覺君
委員	阿多己清君	委員	木野田誠君
委員	中馬幹雄君	委員	有村隆志君
委員	植山利博君	委員	塩井川幸生君
委員	蔵原勇君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	満留寛君	農林水産政策課長	永山正一郎君
農林水産政策課政策G長	鎌田順一君	農林水産課政策G主査	堀切貴史君
農政畜産課長	田島博文君	農政畜産課課長補佐	川東輝昭君
農政畜産課畜産G長	馬場光幸君	林務水産課長	石原田稔君
林務水産G主査	馬渡誠君	耕地課管理G長	堂平幸司君
商工観光部長	池田洋一君	商工振興課長	谷口隆幸君
商工観光政策G主幹	野崎勇一君	観光課長	八幡洋一君
観光地づくりG長	竹下淳一君	建設部長	川東千尋君
建設政策課長	茶圓一智君	建設政策課主幹	別當正浩君
政策G主査	米元利貴君	建設施設管理課長	仮屋園修君
公園管理G主幹	川畑誠君	下水道課長	柿木安長君
下水道課業務G長	笹峯毅志君	業務Gサブリーダー	赤塚裕樹君
下水道課工務G主幹	戸高一朗君	工務G主査	米松勝利君
横川産業建設課長	原田修君	横川産業建設課主幹	片白信人君
霧島産業建設課長	塩屋一成君	霧島産業振興G長	山下晃君
福山産業建設課長	肥後仁君		
農業委員会事務局長	砂田良一君	農業委員会主幹	内田大作君

農業委員会主幹 本村浩孝君 農業委員会主任主事 有村大君
保健体育課長 赤塚孝平君 保健体育課課長補佐 小牟禮勉君
国体準備室長 野辺貞孝君 福山教育振興課長 田實一幸君
福山教育振興課主幹 宇都幸雄君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田美朗君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第84号 霧島市手数料条例の一部改正について

議案第97号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第98号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第100号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第101号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第102号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第103号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第104号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第105号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第106号 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第107号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第109号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第110号 霧島市都市公園条例の一部改正について

議案第111号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第114号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第115号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第120号 指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）

議案第121号 指定管理者の指定について（霧島市丸岡会館，霧島市横川体験農園，霧島市横川勤労者技術研修館，丸岡公園，霧島市横川農業交流センター，霧島市森林活用環境施設）

議案第122号 指定管理者の指定について（霧島緑の村）

議案第123号 字の区域の変更について

議案第124号 霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンターの建設工事委託に関する基本協定の締結について

議案第125号 平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3締結について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る12月6日の本会議で本委員会に付託になりました、議案22件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第84号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、会次第、審査の（1）、議案第84号について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（砂田良一君）

議案第84号、霧島市手数料条例の一部改正について、御説明申し上げます。今回の一部改正は、同条例の別表第1、第48項、農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の規定による登記の嘱託手数料につきまして、当該事務に要する経費の積算等により、売買に伴う所有権移転の登記手数料1件につき4,000円を5,000円に改めようとするものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山利博君）

今回、様々な手数料が同時に見直しをされているわけです。本会議場の質疑の中でも、定期的な手数料、使用料等の見直しだというような、一般的な答弁がなされているわけですが、農業委員会の手数料についても、定期的な見直しということで理解してよろしいですか。

○農業委員会事務局長（砂田良一君）

今回の見直しにつきましては、合併後初めてでございますが、これまで平成22年、平成26年と随時見直しのほうは行っておりましたけれども、改正のほうは行っていないというところになります。

○委員（植山利博君）

これまでも見直しの検討はされたということですが、例えば国、県等からのアドバイスなり、全国的な自治体の手数料の見直しというようなことと関連があるのかないのか、お示してください。

○農業委員会事務局長（砂田良一君）

今回の見直しにつきましては、先ほど説明しましたように、積算等によりということで、事務に掛かる費用と近隣の他市の状況等を勘案しながら、また霧島市歳入確保対策本部の中でも審議していただきまして、引上げが妥当ということで提案させていただいたということでございます。

○委員（植山利博君）

結果として、1件につき1,000円の引上げとなったということですが、当該事務に要する経費の積算等ということがありますが、この事務の積算によっては、例えば人件費であるとか様々な要因があると思いますけれども、この1,000円の引上げに至った最も大きな要因というのを、一つ、二つ出していただければ、どんなものがありますか。

○農業委員会事務局長（砂田良一君）

今回の改正につきましては、この事務に掛かります所用時間に一人の平均時間単価を掛けまして積算を致したところでございます。

○委員（植山利博君）

この改正は、所要時間が今までよりも掛かるようになったということも背景にあると。それと全体的な人件費の高騰ということが要因だという趣旨の説明に聴こえたわけですが、そういう理解でよろしいですか。

○農業委員会事務局長（砂田良一君）

今回の改正は、一人当たりの人件費を積算しましたが、過去にも見直しはしているんですけども、合併以来、見直しになったのは、今回が初めてでございます。一人、一件当たり1時間40分程度を積算しまして、それに時間単価を掛けたということになります。それと、先ほど申しましたように、他市の状況というのも大きな要因でございまして、近隣市の状況を勘案したところでございます。

○委員（中馬幹雄君）

この所有権移転登記は、年間大体何件くらいあるんですか。

○農業委員会事務局長（砂田良一君）

平成26年度が、16件の25筆、平成27年度が、11件の12筆、本年度まだ途中でございますけれども、現在、9件の21筆という状況でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第84号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時05分」

「再開 午前 9時08分」

- △ 議案第101号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第102号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第103号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第104号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第114号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第115号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第、審査の（2）、議案第101号から会次第、審査の（7）、議案第115号まで、以上6件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（満留 寛君）

施設の使用料につきましては、自主財源を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る必要がありますことから、平成21年に使用料設定に関する基本的な方針を定め、原則として3年に1回見直すことといたしております。今回、3回目の見直し時期を迎え、各施設のコストの再計算を行い、公共施設管理計画との位置付けや市内外の類似施設等との料金、施設の採算等を総合的に勘案しながら、使用料見直しの検討を重ね使用料の見直しを行いました。議案第101号は、霧島市福山農村青年の館の和室の基本使用料の見直し、議案第102号は、霧島緑の村の各施設の使用料の見直し及び温泉施設の使用料の設定、議案第103号は、霧島市国分畜産研修センターの使用料の見直し、議案第104号は、溝辺、横川、霧島、福山地区にある霧島市家畜審査場の使用料の見直し、議案第114号は、霧島市農産物加工施設等のある10施設の使用料の見直し、議案第115号は、霧島市黒石岳森林公園の林内作業所の使用料の見直しのため、各条例の所要の改正をしようとするものであります。以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますのでよろしく御審議下さいますようお願い申し上げます。

○農政畜産課長（田島博文君）

それでは、平成28年第4回霧島市議会定例会議案に基づき、議案第101号、102号、103号、104号、114号につきまして御説明いたします。まず、62ページをお開きください。議案第101号の霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、使用単位を1時間あたりに類似する他の公共施設と同様にその基本使用料を150円に改正しようとするものでございます。次に、63ページ、64ページをお開きください。議案第102号、霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、類似する他の公共施設と同等に会議室を200円に、ホールを220円に、テニスコートを250円に、野外緑地広場を300円に、基本使用料を改正しようとするものでございます。また、新設いたします温泉施設につきましては、温泉の利用は、施設利用者のみとし、現在までと同様バンガロー利用者につきましてはその使用料に含まれ、それ以外の方々

につきましては、類似する他の施設と同様、1回あたり310円に、子供料金につきましては、小学生以下を160円とし、未就学児は無料としようとするものでございます。次に、65、66ページをお開きください。議案第103号は、霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第104号は、霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。議案第103号、104号の対象施設につきましては、畜産農家に研修の機会及び親睦の場を提供し、畜産の振興を図るという点では同類の施設であるため、議案第103号の施設の使用単位を議案第104号と同等の1回あたりに、議案第103号、104号の使用料を1,230円に改正しようとするものでございます。最後に、80ページから82ページでございます。議案第114号、霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてにつきましては、類似する他の公共施設と同様に、それぞれの会議室をその面積に応じ150円、200円、250円、350円に、和室を150円に、基本使用料を改正しようとするものでございます。以上で、説明を終わります。

○林務水産課長（石原田稔君）

続きまして、議案第115号、霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。議案書の83ページをお開きください。霧島市黒石岳森林公園の林内作業所の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、林内作業所の基本使用料を110円から160円へ改正しようとするものです。以上で説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか

○委員（植山利博君）

3年に一回の定期的な見直しだということで、多くの施設の使用料等が見直しをされているわけですが、それぞれ説明を聴くと、平米当たりのものが全体で千二百幾らという設定になったりとか、大幅な見直しにつながっているわけです。この見直しについては、定期的なことだということですが、国や県のアドバイス若しくはこういう施設の料金の見直しをすべきだというような指示なり通達なりのアクションがあったものかどうか、確認させてください。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

国や県からの指導というのは直接的にはないわけですが、先ほど部長も申しあげましたとおり、この料金についての基本方針を平成21年に定めまして、それに基づいてちょうど3年目であるということで、基本的な考えはちょっと重なるかもしれませんが、本市の公の施設の使用料については厳しい財政状況の中で、自主財源を安定的に確保するとともに、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る必要があると。それに伴って3年に1回の見直しをしていくと。今回は平成22年10月の各施設のコスト再計算による見直し、平成26年4月の消費税増税分の転換による見直しを、これまで行ってきました。今回は、市内外の民間、公共、類似施設等の料金、公共施設

管理計画、あと施設の採算と市民福祉のバランス等を勘案し、料金の見直しを行ったところであり、今回の料金の設定に当たりましては、県内近辺の市等の料金等も参考にしながら、改正、見直しを行ってきたところでございます。

○委員（植山利博君）

県内各市の状況を参考にしながらという答弁があったわけですが、今回、平成29年度に向けて、県内の各自治体の公共料金の見直しが、本市のように行われようとしている状況を把握していたら、何市くらいあるのか、お示してください。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

他の自治体が改正しているか否かということは把握しておりませんが、料金を見直すに当たって、その算定された料金が、他の自治体と比較してどのような形になっているかというのは調査しまして、著しく料金が高いとか、そういうことはなく横並びと言ったらおかしいですけども、適正な料金に見直しを行っているものと考えております。

○委員（植山利博君）

ということは、他の自治体の平成28年度の現状を参考にしながら、今回の使用料の制定に至ったという理解でよろしいですね。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

最終的な料金に見直しに当たっては、他の自治体の金額等も参考にしたということで、あくまでも霧島市自体で施設の採算性等を計算して、その結果に基づいて、他の自治体との料金を比較して見直しを行ったところでございます。

○委員（植山利博君）

他の自治体の料金というのは、平成28年度ベースを参考にしたという理解でいいですか。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

この料金改定をするに当たって、その施設を頻繁に使われている自治会とか団体とか、そういう方々の意見を聴くなり、事前にこういう見直しをしますよというような説明するなどの機会があったかどうか教えてください。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

そこは、特に行っておりません。

○委員（木野田誠君）

議案第114号の霧島市霧島多目的集会施設は、洗濯室がこれまであったのに、今回、記載されていないのですが、これはどういうことになりますか。

○霧島総合支所産業建設課主幹（山下 晃君）

以前、洗濯室がございましたけれども、コインランドリー等が周辺にありますので、その経営を

圧迫しないということも含めながら、機械が壊れたのですが、修理を致していないところでございます。今、洗濯室は利用されていないところでございます。

○委員（木野田誠君）

この洗濯室は、例えば毛布とか、家庭で洗えない大きなものを洗うためにあったかと思うんですが、今の説明の中で民間企業を圧迫しないためにということもありましたけれども、既にあるものですから、行政にあるものがあって、民間はまた別に作っていくわけですから、果たして、それが圧迫すると言えるのかどうかということが一つの疑問と、それと故障したから、そのまま放置して、次の改正のときは無くすというようなことで、果たしていいものかどうか、その辺を教えてください。

○霧島総合支所産業建設課主幹（山下 晃君）

霧島だけではなく、各地区にそういった施設があったかと思います。財政的な面からもその修理が多額になることから、委員がおっしゃいましたように、毛布とか大きなものを洗えるようになっていましたけれども、民間のほうでそういう設置をどんどんされていますので、そちらで対応していただくという協議、結果になったということで認識しております。

○委員（木野田誠君）

この洗濯室は年間どれくらいの利用があったか、実績があれば教えてください。

○霧島総合支所産業建設課主幹（山下 晃君）

手元に資料ございませんので、改めて報告させていただきたいと思います。

○農政畜産課長（田島博文君）

平成25年の利用実績を把握しておりますのでお伝えいたします。利用者が21人ということになっております。

○委員（中馬幹雄君）

議案第114号です。国分営農研修センターの農産加工室ですけれど、この施設は申込みが相当多くて、朝早くから並ばないと取れないという状態みたいです。みそづくりが人気があるみたいなんです。菌を発酵させる保温器というのですか、あれがこの施設には無いということなんです。今後、それを監理する計画はないか伺います。

○農政畜産課長（田島博文君）

国分営農研修センターについて、そのような御要望があるという事実を把握をしていませんでしたので、今後、調査をして検討させていただきたいと思います。

○委員（中馬幹雄君）

その施設が無いために期間が長くなると。ほかのところであれば、一晚寝かせれば、すぐ発酵するのだけれども、そこは日にちを置かないといけないということで、あるグループが三、四日使わないといけない。そうすると、利用する回数が少なくなるということで、ほかのところにあるのだから、設置してもらいたいという要望を聴いておりますので、ぜひ、その方向で検討していただき

たいと思います。

○委員（阿多己清君）

同じく議案第114号で、農産加工室が料金が改定されていないところもあるんですけども、これはこの部分は別に考えておられるのか、変更しなかった理由等があれば、お示してください。

○農政畜産課長（田島博文君）

農産加工室については、先ほど政策課長も申し上げましたように、類似する他の施設等の利用料金等を勘案して、現在、その料金が妥当であるという判断をして、改定を致しております。

○委員（植山利博君）

議案第103号、霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例ですけれども、これは、これまででは一日、一人につき220円。業として写真をといるのを220円。これを一括して1,230円ということで上げ幅すれば、相当大きいわけですけれども、今の説明によれば、ほかの自治体に比べて今までが極端に安過ぎたから、こういう改定になったということなのでしょうけれども、これまで、こういう形で利用をされているのは、年間に何件くらいあるものですか。例えば別表（第6条関係）の行商、募金その他これらに類する行為をすることとか、業として写真又は映画を撮影すること、興業を行うこと、このようなことが、年間どれくらい行われているのか。また、過去に年間どれくらいの収入があったのか、お示してください。

○農政畜産課長（田島博文君）

国分畜産研修センターにつきましては、利用ごとの明細は持ち合わせていないのですが、ほとんどが、会社とかそういう方々の焼肉とか、そういう形で屋根付きの場所を借りられて利用されておられるということで、有料の分しか把握はしていないんですが、14回の申請で473人に御利用いただいております。

○委員（木野田誠君）

議案第102号の霧島緑の村の件に関してですが、今まで、お風呂の料金が設定されていなかったということで、今回、温泉ということで料金設定がなされているわけですが、今まで温泉の利用の仕方は、どういう形になっていたのか、それと今までの利用状況はどういうふうになっていたのか、お知らせください。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

温泉の利用につきましては、これまでバンガローに宿泊される方のための温泉ということで、一般の方の入浴は認めていなかったところでございます。今後につきましては、今年度、温泉棟を新築することから、利用者を増やしていこうということで、宿泊者については、これまでどおり宿泊料に含まれるということと、それと緑の村を使用された方については、温泉も使用していただくということで、今回、温泉の料金を設定させていただこうということで提案しているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

休憩します。

「休憩 午前 9時30分」

「再開 午前 9時31分」

○委員長（池田綱雄君）

再開します。

○委員（木野田誠君）

今までの利用者と今後見込まれる利用者は、どういうふうになりますか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

温泉の利用につきましては、バンガローに宿泊された方ということで、平成27年度で560名が宿泊されております。詳細につきましては、次の議案第122号の資料1の1ページの一番下のほうに表を載せておりますので、また確認していただければと思います。

○委員（木野田誠君）

議案第102号では、温泉の利用者については施設利用者のみというふうにありますけれども、この施設利用者のみというのを、はずす考えはないですか。

○霧島総合支所産業建設課主幹（山下 晃君）

施設利用者以外の利用につきましては、鹿児島県公衆浴場法施行条例によりまして、一般へ開放するための基準を満たしていないということで、利用できないということでした。番台がないといけないとか、いろいろな基準がございますので、それに合致しないということで、当初は検討も致したわけなんですけれども、今回できないということで確認したところでございます。

○副委員長（厚地 覺君）

今の件ですが、温泉使用料が310円となっておりますけれど、神乃湯は幾らですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

神乃湯は現在大人が370円で、子供が150円でございます。

○副委員長（厚地 覺君）

この条例改正をすることによって、農林水産部内だけで、平成27年度を比較した場合、どれくらいの収益アップが見込まれますか。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

予想される収入増は238万1,000円の増が見込まれております。大きなものとしては、緑の村の温泉の使用料等が出てきますので、その部分が大きいのかなと予想しているところです。

○委員（植山利博君）

今のところなんですけど、霧島緑の村の温泉棟は、取り壊して新築をします。これまではバンガローの利用者だけが入っていたと。バンガローの利用者はバンガローの利用料の中に含むから、温泉利用料は取っていなかったという説明でした。新築をしますが、ほかのバンガロー以外の施設を利用した人のみが温泉を利用できると。新築をするわけだから、番台もそこに備えつけて一、般の方

も入れるような浴場にするというような議論はなかったんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

緑の村周辺にも民間の温泉施設があることから、民業圧迫のこともございまして、一般の方までということは考えておりませんでした。それと緑の村は、山の中でございますので、夜遅くに会議をするにしても、利用者も見込めないのではないかとということも考慮して、施設の利用者ということに決めております。

○委員（植山利博君）

考え方としてそれぞれあるのでしょうかけれど、確認しますけれど、緑の村の中には民間の温泉はないわけですよね。緑の村の周辺にはあるという理解でよろしいですよね。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

農林水産部が所管する温泉、福祉関係が所管する温泉と様々あります。先ほども出ましたほかの温泉施設との料金の統一ができないかというような一般質問も、これまでもあったと思うんですけども、今回、新たに310円という価格設定をするときに、そういう議論はなかったですか。

○農林水産部長（満留 寛君）

温泉施設につきましては、確かにほかのいろいろな施設との均衡といったことも議論されてきております。そういった中で、農林水産部の今回の緑の村につきましては、類似した施設という形で霧島高原国民休養地にコテージ等がございまして、その利用者について210円という温泉利用料がございました。当初は210円ということで、農林水産部のほうでも考えていたんですが、霧島高原国民休養地のほうが210円から310円に今回見直されたということで、そちらのほうに合わせたというような形でございます。

○委員（植山利博君）

市長の見解として、温泉も様々あり、霧島市内にもいろいろな特徴の温泉があるから、値段も様々でもいいのではないかと、様々な温泉を楽しんでもらえばいいのではないですかと、本会議場で答弁がなされております。私は、そのときには、民業圧迫ということを盛んに言われるわけだけれども、市が運営する温泉であれば、そのことも含めて統一した料金にすべきではないかという立場で市長とは議論したわけです。また3年先にはいろいろな施設の使用料、負担金の見直しがされると思いますので、これは農林水産部だけではなくて、ほかの所管の温泉とも公共の施設としての温泉の価格がどうあるべきということについても、今後、広く議論もしていただきたいということを求めておきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

植山委員のほうからもありましたけれども、よく民業圧迫というふうに言われますけれども、実際に緑の村や霧島地区全体を見ておられて、緑の村の温泉が仮に一般の人も入れるようになったと

しても、果たして本当に民業圧迫につながっているかどうかというのは、私から言わせると一目瞭然じゃないかなと思うんですよね。あそこは高千穂とか霧島山の登山客もいらっしやって、帰りに、たまには神乃湯に入られて帰るといようなパターンがあろうかと思うんですけれども、圧迫しても神乃湯くらいのもんですよ。その辺は、地元におられて、地元の行政に携わっているから分かっているはずだと、私は思うんです。むしろ、緑の村の入口に高千穂から下りてくるお客さんに、ここに温泉がありますよというような看板を立てて、温泉へ誘致して民間を刺激するぐらいの営業をされてもいいんじゃないですか。

○農林水産部長（満留 寛君）

農林水産部のほうでも、平成28年度に霧島緑の村のバンガロー用の温泉であったものが、老朽化したことによって、今回、改築ということで、バンガロー利用のみの方の利用でしたので、施設利用者も広く多くの方に使っていただけるようにという形で、緑の村の利用者が増えていくような検討もしたところでございます。そういった中におきまして、先ほどもありますように、更衣室の面積、浴室の面積といった部分が公衆浴場法に適合しないという形で、今回このような料金設定をさせていただいたところでございます。

○委員（植山利博君）

厚地委員に対する答弁で数字が出たんですけれども、この条例を全部決定して、使用料の見直しをした場合に、238万1,000円と言われましたけれども、そのことは、利用者は現状のままとして積算されたという理解でいいですか。要するにその積算をされたのは、これまでの利用者数に料金改定の分を掛けて積算した場合が、238万1,000円増と見込んでいるという理解でいいですか。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

そのとおりでございます。

○委員（植山利博君）

現状の利用者に料金改定をしたときを乗せたということを確認したかったわけですが。料金の改定によって、利用頻度が動くという可能性もあるわけですがけれども、今の現状を踏まえた上での予測と理解をいたしました。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

先ほどの改定後の歳入見込増のところの説明で、238万1,000円で、その多くは緑の村で、特に温泉が絡んでいるのではないかというような答弁をいたしました。これはグランドの料金が大きいものであります。訂正させていただきます。

○副委員長（厚地 覺君）

要望ですけれども、民業圧迫もあるかもしれませんけれども、霧島温泉という名前があるわけですから、夫婦で入っても1回が620円ですよね。月では相当な金額になるわけです。むしろ、今後はこれを下げるとい考え方はないですか。

○農林水産部長（満留 寛君）

使用料の設定につきましては、冒頭で今回の提案の理由も御説明申し上げたところでございますが、負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図る必要があるという観点から、市内外の民間公共類似施設等の料金、公共施設管理計画、施設の採算と市民福祉のバランスを勘案して、現行料金の見直しを行ったところでございます。そういった中で、維持管理費については、料金設定の中で一定の負担をしていただくというような考え方のもとに、今回の改定をさせていただいているところでございます。先ほど、厚地委員のほうからございます霧島温泉というものを広くアピールして、観光客の誘致といった部分につなげていくという考えについては、すばらしい考えなのかもしれませんが、今回の料金改定については、先ほど申し上げたようなことで改定をしているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

公平性の立場から言われることは分かりますけれども、今後は霧島温泉という宣伝にもなるわけです。月1万8,000円では、とてもじゃないですけど、夫婦が行くこともできないし、この設定によりの逆に利用客が減るということは考えられないですか。もちろん権利金は必要ですけども、自宅に引き込んでも、何回入っても月9,000円なんです。やはり、今後は下げる方向で検討するよう要望しておきます。

○農林水産政策課長（永山正一郎君）

これまではバンガローに宿泊した方は料金に含まれていて、温泉料というのは別に上がってこなかったわけですが、今回は施設利用者に対して、その施設利用者が温泉を使った場合に料金を徴収することになるので、減るということはなくてプラスしか考えられないと思います。

○委員（木野田誠君）

一般の霧島での議員と語ろかいに出席させていただきましたけれども、そのときの意見の一つとして、あの辺でグランドゴルフをされる男性の方でしたけれども、東霧島中学校跡地でするときは、あそこは料金規定がありませんから、無料でプレイできると。ところが、緑の村に行くと、お金を取られると。これは何とかできないんですかというような質問がありました。緑の村は料金規定が、以前からあったわけですから、徴収せざるを得ないと思いますけれども、この辺を、例えば老人クラブの方々に対しては割引制度があるとか検討できないものですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

条例の中では、使用料の減免がうたっています。その中で公用又はその他必要があると認めるときは、使用料を減額ということが、あることはあるんですけども、例えば老人クラブ単体であった場合に、公用的なものに認められるかどうかという点が減額できるかどうかという問題になるのではないかと考えています。

○委員（有村隆志君）

それぞれが、今度、値上げをされたわけですけども、よく見てみますと議案第101号では、夜間使用料が、今まで2,060円だったものを時間制に変えていらっしやったり、議案第103号については、

一日、一人につき220円とかであったものが、1回につき1,230円ですと。こういう設定をするときに、こうだからこうしたというものがあると思うんです。その二つについて教えてください。

○福山総合支所産業建設課長（肥後 仁君）

福山農村青年の館は、今まで、多くの団体が使うのではなくて、一部の団体が利用しておりました。そのときに飲み会ができるという施設ということで、皆さん自分たちで持ち寄って飲み会をされておりまして。安くしたら周りのお店を利用しなくて、いつも青年の館だけを利用するということが今までは高かったわけですが、近年、利用される団体が少なくなりまして、30分とか1時間しか使わないのに、2,060円を払わないといけないというような苦情があり、料金の改正をしたほうがいだろうということで、こういう結果になりました。

○農政畜産課長（田島博文君）

国分畜産研修センターについてですが、新旧対照表の中でご覧いただければ、料金が一日、一人につきというような時間設定になっておりました。先ほど申し上げましたが、利用される方々は十数名という多数で焼肉とかをやっておられていますので、実際には1回につきということで定額になっているのかなということと、併せまして、先ほど御説明いたしましたけれども、議案第104号で出ております家畜審査場と畜産研修センターは類似する施設ということで、家畜審査場の料金を改定したことに伴い、畜産研修センターも1回につき1,230円と揃えたという形で提案させていただいております。

○委員（中馬幹雄君）

議案第104号の溝辺、横川、霧島、福山それぞれの年間の利用回数と人数を教えてください。

○農政畜産課長（田島博文君）

無料で使われている方の把握ができておりませんので、こちらに申請があった分だけいきますと、溝辺の家畜審査場が2回の87人、福山の家畜審査場が10回の695人ということになっております。あと家畜審査場につきましては、御存じのとおり、共進会等を年2回開催しております。ここにも複数名参加をされております。あと登録検査を年4回程度ということで、家畜審査場については利用をさせていただいております。

○委員（中馬幹雄君）

私が言うのは、市が行っている共進会とかそういうものではなくて、このお金は取るのは民間ですよね。その分です。あとの横川と霧島はないんですか。

○農政畜産課長（田島博文君）

有料分につきましては、横川と霧島は実績がございません。

○委員（植山利博君）

それぞれ所管によって利用形態が違うというか、福山の農村青年の館の料金の改定の根拠として飲み会などもあってという話がありました。例えば、ほかの施設でも、所管が違うのでここで聴くことは別として、ほかの所管のところと利用の在り方について協議をすると。公の施設なので、飲

酒はだめだ、飲食もだめだというような施設もあるわけですが、そこらの横の連携、その辺の調整や協議なりはされたことがあるんですか。

○農林水産部長（満留 寛君）

今回の和室あるいは会議室につきましては、面積で一定の料金を改定いたしております。飲酒を許可する施設あるいは許可しない施設というような部分での検討は、農林水産部のほうでは致していないところでございます。

○委員（植山利博君）

先ほどの木野田委員のほうからもありましたけれども、例えば高齢者の方々がグランドゴルフとか簡易なスポーツで利用するときに、例えば健康増進だとか成人病予防だとか、保健福祉の政策などと絡めてという観点での利用料の減免なり、若しくはその利用料を政策的に健康増進のほうから負担するとか、国保のほうでもそういう健康増進の財源で一般財源を投入して、成人病予防とか健康維持とかという政策を進めるわけですがけれども、その辺とリンクしながら農林水産部が所管する施設を利用するときも、そういう政策的な配慮をするということも、今後可能だし重要だと思うんですけども、今後、そういう視点での他の部との協議なり、市全体としての方向性をつくり出す必要があるのかなと思うんですが、いかがですか。

○農林水産部長（満留 寛君）

確かに植山委員からありますとおり、そういった部分での減免の一つの考え方を各部連携した中で設定するというのは、大事になってくるのかなというふうには考えております。そういった中では、それぞれの条例に減免規定もございますので、今後、減免の対象として検討していけるものと考えております。

○委員（有村隆志君）

私も今、植山委員がおっしゃったとおり、農林水産部所管のものでも福祉の観点から見たほうがいいのではないかとというようなところも、確かにあるような気がします。その中で他市の状況を見られたということなんですけれども、伊佐市の温泉施設では目的が全然違うと思いますけれども、地元の方は半額だと。よそから来たら幾らだと。私も入らせていただきましたけれども、300円でした。地元の方は半額ですということもあるので、そこらもしっかり検討していただきたいと思えます。要望して行きます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで審査（2）、議案第101号から、審査（7）、議案第115号まで、以上6件について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時04分」

「再開 午前10時06分」

△ 議案第122号 指定管理者の指定について（霧島緑の村）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第、審査の（8）、議案第122号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（満留 寛君）

議案第122号、指定管理者の指定については、霧島緑の村の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。本年7月1日から7月29日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その審査結果に関する市長への報告に基づき、合同会社エス・ケイ開発に平成29年4月1日から平成34年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものであります。なお、詳細につきましては、霧島総合支所産業建設課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

議案第122号、指定管理者の指定についてでございます。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としている霧島緑の村施設について、平成29年3月31日で指定期間が満了することから、今回、公募を行ったところ、合同会社エス・ケイ開発の1団体から応募がありました。本年8月から9月にかけて、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、合同会社エス・ケイ開発が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、合同会社エス・ケイ開発に平成29年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項4をご覧ください。指定管理者が行う業務として、（1）緑の村の使用の許可等に関する業務、（2）緑の村の利用料金の収受に関する業務、（3）緑の村の施設及び設備の維持及び修繕等に関する業務、（4）緑の村の利用者アンケートの実施に関する業務、（5）前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務、その他29ページ以降の管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、3ページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第4号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお支払いします。次に、4ページの募集要項8の参加資格について、「②平成28年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の

高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に、6ページの募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が（2）の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、「審査基準と配点」については、同じく募集要項14の（2）をご覧ください。まず、事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるかについての適否の判断。次に、

1. 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかについての配点が30点。
2. 事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるかについての配点が20点。
3. 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかについての配点が30点。
4. その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項についての配点が20点であります。

また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書2ページをご覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししております。霧島緑の村施設は、内部委員が平野副市長以下8名、外部委員が木佐木廣和氏以下4名の計12名となっています。次に、3ページ目、「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会は、3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、その後、施設の訪問を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を確認し、指定管理候補者としてふさわしいかを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、審査方法について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた審査基準と配点に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行っております。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の8ページをご覧ください。評点については、委員数が12名で満点が1,200点、指定管理候補者の要件である得点率6割が720点であり、評点は735点であります。選定意見と致しましては、1. 施設利用者の安全が第一

であるため、申請書にヒヤリハット点検の実施や具体的な危険個所の提案が記載されていた点を評価した。2. ヒアリングの時に、施設管理について様々な提案をしていただいた点を評価した。3. 提案者のやる気を評価した。などの意見がありました。以上で、霧島緑の村施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか

○委員（蔵原 勇君）

2点伺います。合同会社エス・ケイ開発の所在地はどこかということと、平野副市長以下8名、外部委員が4名となっていますが、この方々はどのような方々でしょうか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

合同会社エス・ケイ開発の所在は鹿児島市になります。それと外部委員につきましては、資料2の2ページに記載してあります。

○委員（厚地 覺君）

従来のみりしまPPPが辞退した理由が分かりますか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

説明会には、ほかに2社ほど参加していただいたんですけれども、応募は今回のエス・ケイ開発が1社でした。考えられることは、温泉棟は新設するんですけれども、バンガローとか体育館とかにつきましては、施設の経過年数がたっていることから、利用者数も増えていないというような状況であることから、採算が見込めないということが原因ではないかと考えております。

○委員（植山利博君）

利用者数が伸び悩んでいるというような表現をされましたけれど、ここ二、三年の利用者数の状況をお示してください。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

先ほど説明いたしましたけれども、議案第122号の資料1の1ページの一番下に、平成25年度から平成26年度までの利用実績を掲載しております。

○委員（中馬幹雄君）

評価結果なんですけど735点とありますけれども、要件は720点ですよ。その15点上ということは、ランク的にはどんなものですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

平均点が60点でございますので、それで出しますと61.2点ということですので、ぎりぎりという評価です。

○委員（中馬幹雄君）

前回もこの会社は手を挙げたんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

今回が初めてになります。

○委員（阿多己清君）

この会社は平成23年6月に設立をされているんですが、3名でそれぞれ出資をされて成り立っている団体かなと思うんですけども、現在のところ、従業員が3名という表記がされているんですが、施設は当然3人では無理だろうと思うんです。平成29年4月以降の施設運営をするスタッフの心配はないでしょうか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

緑の村で施設運営をする職員につきましては、新たにできれば霧島市内の方を採用するというヒアリングを行っております。当然、3人ではできないですので、そのところは施設の管理をしていただく方を採用するということを確認しております。

○委員（阿多己清君）

現在、きりしまPPPがされているんですけども、今のきりしまPPPのほうのスタッフは何人おられるのでしょうか。そして、それにあつたような形で平成29年4月以降も人数的には揃えられるという考えを持っておられるのか、お聞かせください。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

緑の村の働く方については、1.5人ということで積算しております。霧島緑の村につきましては、きりしまPPPがされておりますので、基本的には一人の方ずっと来られるんですけども、どうしても労働時間の問題とかございますので、来られない期間につきましては、別の施設から来るとか、緑の村には、もう一人、女性の方がいらっしゃいますので、その方が来られるというような勤務体制になっております。

○委員（塩井川幸生君）

この候補者選定で申請者団体は3者、三州衛生公社、きりしまPPP、エス・ケイ開発が、最初の申請であったという理解でよろしいですね。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

三州衛生公社、きりしまPPP、エス・ケイ開発なんですけれども、それぞれ応募の施設が違っておりまして、各施設に1者ずつの応募ということで、霧島緑の村には合同会社エス・ケイ開発が参加されたということになります。

○委員（塩井川幸生君）

今回、3か所あって、牧園・横川地区し尿処理場、丸岡会館、霧島緑の村、これに各1者ずつしかなかったということですね。それぞれ担当しているわけですが、エス・ケイ開発が参加して、最初はきりしまPPPも3年間の委託でして、今回、5年となるわけですが、緑の村の指定管理があるんだという公募の周知がよくなされたら地元にも手を挙げる方がいたのではないかなと思うんですけども、その公募の周知の点で、3施設を公募されて3施設に1者しか応募しなかったと。3者が3施設全てに応募して競争をしてくれたらよかったですけども、完全に1者で決ま

り決まりというような感じになっております。その公募の仕方は、どのような公募をされたのか、周知のほうは、どうされたのかお知らせください。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

資料2の3ページの上のほうでございますけれども、候補者選定の経過ということで6月24日に募集要項等をホームページへ掲載を行っているところでございます。

○委員（塩井川幸生君）

ホームページに掲載したとか、これだけでは、各地区でも挑戦したいという方々がいるのですけれども、もう終わったのかとなっているみたいなこと、私も今まで質問をしたことがあるのですけれども、やはりホームページ等々ではなく、広報誌とかにもちゃんと載せて、目に届くようにしていただきたい。周知をしっかりとやっていただきたいと思います。それと、先ほど言いました、最初は3年間の試用期間みたいな感じで実績をみようというような形でやって、これで決定したら初めての方が、どういう実績があつてされているのか、ここに書いてあるさえずりの森ですか、そこに何年の経験があつて、どういう仕事をされていたのか教えてください。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

始良市のさえずりの森という施設があります。その食堂のおひさまというところで営業をされていたということでございます。期間は今年の4月から10月には閉められたということなんですけれども、ヒアリング時に確認したところ、利用者が1日10人もいないというような状況だったので、辞められたと確認しております。

○委員（塩井川幸生君）

実績が、これだけしかないわけですが、やはり今から新設される温泉施設等々あつて、観光の事業を今からどんどん進めていく中で、植山委員も言われましたけれども、行政のほうも農政は農政だけ考えるのではなくて、観光、福祉、農政とリンクして考えていったときに、私はまず経験が乏しいのではないかと。3人の社員ということでしたが、5年間の契約を結ばれるわけですので、この報告書にも出ておりますけれども、心配事も委員のほうから指摘されているようでございます。そういった点で、点数がぎりぎりのところであるという報告がございましたが、この経験年数の実績だけで良かったものか教えてください。

○農林水産部長（満留 寛君）

確かに735点という低い評点になった原因というのが、どうしても霧島市内での実績がない、あるいは他市での実績が少ないという状況の中で、このような低い結果になったのかなというふうに考えております。資料2の8ページにございますが、先ほど選定意見としては、ヒヤリハット点検の実施や具体的な危険箇所の提案が記載されていた点を評価とか、あるいは施設管理については様々な提案をしていただいた点を評価とか、提案者のやる気を評価したというようなところが出ています。そういった中で、その他の意見と致しまして、指定管理実績がないため募集要項や業務仕様書に記載がない点等については所管部署と連携を密にして、事前に確認を行いなが

ら管理運営していただきたいというような形での意見も添えられているところがございます。そういった面では、実績の点からは少ない実績で、市内では実績がないという中ではございますが、市のほうと連携を密にする中で、今後5年間の契約を履行していただきたいと考えているところがございます。

○委員（塩井川幸生君）

今まで受けておられたきりしまPPPが、参加されなかった理由も言われましたけれども、そういうことでは、きりしまPPPも信用できないですよ。なぜ参加しなかったのかと言ったら、採算が取れないからと。そんなことを言ったら、丸岡公園であったら大変なことになるんですよ。そういうことではなくて、先ほどから言うように本当の参加しなかった理由。公募が3か所あって、牧園・横川地区し尿処理場は三州衛生公社しか申請がなかったわけですから、三州衛生公社と分かっていますよね。丸岡公園がきりしまPPP、緑の村がエス・ケイ開発という初めての会社が入って、5年間任すと。今まで試用期間が3年間あったわけですけども、これも長い5年間です。心配の5年間なんです。自分たちが賛成することに、そこを考えたときに、公募も足りなかった周知も足りなかったというところしかなくなるんですけども、きりしまPPPは参加しなかった理由が、本当に先ほど課長が言われた内容だったのですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

先ほど申ししたのは、考えられるということで申ししたので、本人から確実な確認をとったわけではございません。これは、私どもが考えられるということで先ほどは発言したということでございます。

○委員（中馬幹雄君）

議案柁第122号の資料の100ページのエス・ケイ開発の概要の中の主な事業内容を見ると、こういう施設管理というのは、先ほどから話があるように全然載っていないわけですね。そして資料6の申請者の概要というところには、類似業務のところ、6か月くらいレストランをしましたというだけのことで、純然たる施設の管理というのは、全くされていないと思います。それと735点に引っ掛かるのですけれども、平均点をクリアしたのは、どこの欄で平均を上回ったのですか。全てを見ると、平均以下のような感じがするのだけれども、何が平均をすごく高くて、15点をオーバーしたのか、その中身を教えてください。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

資料2の10ページに緑の村の選定基準と配点という表がございますけれども、この中で言う2番の事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図れているかということが、採点の中で一番高い評価が得られているところがございます。

○委員（中馬幹雄君）

経費削減が評価されたということなんだけれども、やはり利用者のことを考えれば、1番目の30点の配分の大きい、こういうところが点数が高ければ信憑性があるのかなという気持ちがあるんで

すけれども、この議案書の101ページには、一番下に提案者のやる気を評価したと書いてありますが、この辺になるんですか。

○農林水産部長（満留 寛君）

先ほども申しあげましたとおり、主な選定理由というのは、議案書の101ページの下から4行で書いてある部分になるかと思えます。その他の意見としましては、先ほど私のほうが申しあげましたとおりでございます。確かに先ほどから申しあげますとおり、実績がない中で、このような低い評価になっているところでございますが、資料6のほうにも事業計画書という形で提出されております。こういった中で施設の管理運営体制に対する考え方、業務体制の考え方というところにおきましても、安定的に運営できる人員を確保し、運営状況が適正に行われているかのチェック体制を持って、運営が行われている状態を維持してまいりますというように計画書のほうでは申されておりますので、そういったところを、今後こちらのほうと致しましても見極めながら、連携を取りながら、やっていきたいと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

1者しかなかったから仕方がないかもしれませんが、こういうエス・ケイ開発のような会社は、霧島市内にもたくさんあると思うんですよね。霧島地域にもこういう会社はあるので、自分としては、1者しかない場合には、声を掛けて数者にして選考するような方法を取っていただきたいと思えます。要望です。

○委員（有村隆志君）

4点ほど質問させていただきます。まずは、経営ということでございます。売上高が前期に対して65.9%ということについては御検討されましたか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

申請者の設立が平成23年ということで、会社自体もまだ年数がたっていないということで、先ほどの評点の結果も、ここのところがあまり良くないような評価にはなっておりました。

○委員（有村隆志君）

多分、議案書の101ページを見ますと、たくさんの事業をやっていらっしゃるのが分かります。その中で利益率が4.5%あるということは、会社としては経常利益でこれだけあるということは、いいのかなと判断できるんです。2点目に年間利用者が1万168人、年間使用料が80万4,700円ということでございますが、この中で一番心配なのは、その施設を安定的に管理していただくということなんですけれども、人の配置のところで1.5人ということは2人くらいが時間を組んでやっていかないといけないところがございますので、そこらがきちっとできるという判断でよかったですか。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

ヒアリング時には、先ほども申しましたけれども、できれば霧島市内から採用したいと。国分のハローワークで募集したいということと、従業員の方が常に駆けつけて管理指導をしていくというようなことは確認しております。

○委員（植山利博君）

資料1の1ページのところで利用実績は平成25年度、26年度、27年度までは数字を出していただいておりますが、平成28年度の直近では、どういう状況なのか。また、平成28年度の見込みはどうされているのか、お示してください。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

平成28年度につきましては、集計してございません。月々の月報は上がってきているんですけども、今、持ち合わせておりません。

○委員（植山利博君）

なぜ、それを聴いたかという、最後のページに収支予算書の総括表があります。これで見えますと、指定管理料423万円と、これは向こうが提案された額なんだろうと。市のほうが提案されたのが、それより1,000円高いんですかね。423万1,000円ということですので、市が基準価格より1,000円安い単価で応札をしたということなんだろうと思います。それで利用料金の収入も99万円ということで、その後の5年間も、次が101万円、101万円、101万円ということなんです。私が何を言いたいかという、ここの感想の中でも、委員の方々が資料2の8ページのその他意見書の中で、自主事業を積極的に取り組んでいただきたいという指摘があります。資料6の4ページ、自主事業というところで、やはり自主事業に余り重きを置いていच्छゃらない。今までの現状維持にすぎないような気がするんですよ。だから指定管理というのはコストダウンもそうですけれども、市民の方のそのニーズにできるだけ対応する。そして民間の経営感覚で、あの施設を使ってどんな事業を展開して、民間が儲けられるような事業展開するかということが、指定管理の最も重要なところだと私は思うんですよ。ですから、先ほど部長の答弁にありましたように、今後5年間、委託をするわけですから、密接に連携を取りながら、民間がこの施設を使って、どんな事業をしてどんなイベントを、そして収益が上げられるかということを、行政と一体となって取り組んでいただきたいということを、強く申入れをしておきたいと思います。ここが指定管理を受ける以上は、この企業も儲けてもらわないといけない。きりしまPPPがもう一回やるぞというぐらいに、民間の企業も儲けてもらわないといけないわけですよ。そのためには自主事業しかないと思うんです。自主事業を充実させることによって、一般のグラウンドの利用者も増えていって、全体としての使用料も増えるということだろうと思いますが、今後、指定管理がスタートをしたら、バーベキュー大会をすとか、花見で何かすとか、収益を伴うような知恵と工夫を出して儲けていただくというアシストを、政策的に進めてほしいということだけ、求めておきたいと思います。決意を。

○農林水産部長（満留 寛君）

私どもも実績がない中での不安な部分もある中でございますが、今おっしゃるように、そういった自主事業の部分を広げていく。今回、平成28年度で、温泉棟、バーベキュー棟、炊事棟が整備されますので、その辺もうまく活用していただいて、このエス・ケイ開発も実績が上がるような形で行けるように、我々、農林水産部といたしましても連携を取っていききたいというふうに考えており

ます。

○委員（木野田誠君）

423万1,000円ということで基準価格が決まっています。現在はどうなっているのですか。それと、こういう質問をしても答えは出ないと思うんですが、部長も植山委員の質問に対して述べられましたことでもいいかと思うのですが、今やっているきりしまPPPは、霧島にある業者さんが主に見ていらっしゃるわけですが、このエス・ケイ開発に決まって、本当に大丈夫ですかという質問をしたいんですけど、答えは出ないかもしれません。先ほどの部長の回答の中に含まれておりますけれども、先ほど植山委員が言われたように、そこは行政のアドバイスなり指導というものが伴わないと、霧島にある広場としての価値が損なわれていきますので、その辺を十分考慮していただきたいと要望いたします。

○霧島総合支所産業建設課長（塩屋一成君）

現在の指定管理料につきましては、359万4,000円でございます。

○委員（木野田誠君）

現在が359万4,000円。これが安いかわい、この辺も現在ですけれども判断されていないのかなという気も致します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第122号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時55分」

「再開 午前11時10分」

△ 議案第123号 字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第、審査の（9）、議案第123号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（満留 寛君）

議案第123号、字の区域の変更については、県営中山間地域総合整備事業において、福山町福沢地区の畑地圃場整備を実施したことに伴い、従前の字界では、行政執行上及び土地の維持管理上支障があり、換地処分後の整備された道路界をもって新たな字界としようとするため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更の内容につきましては、大字福沢の字湯ノ谷の一部を字金碓段(かねかりだん)に包括しようとするものでございます。以上、御説

明申し上げましたが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（有村隆志君）

境界線が変わるということですが、こういったときに費用は、277-3の方が変更料を払うのか、その料金を教えてください。

○耕地課管理G長（堂平幸司君）

地権者の費用は発生しません。

○委員（有村隆志君）

こういったものは、法務局なりに届けをすればいいのですが、そのときの費用は発生しないのですか。

○耕地課管理G長（堂平幸司君）

県営事業でございますが、県のほうが土地改良連合会に委託をしておりますので、地権者の費用発生はしません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第123号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時15分」

「再開 午前11時17分」

△ 議案第110号 霧島市都市公園条例の一部改正について及び

△ 議案第121号 指定管理者の指定について（霧島市丸岡会館，霧島市横川体験農園，霧島市横川勤労者技術研修館，丸岡公園，霧島市横川農業交流センター，霧島市森林活用環境施設）・・・部長総括

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第、審査の（10）、議案第110号と審査の（11）、議案第121号については、まず、建設部長が総括説明の後、各議案について、課長説明、質疑に入ります。まず、建設部長の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

まず、議案第110号、霧島市都市公園条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。都市公園である城山公園他6施設の使用料について、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整

を図るため都市公園使用料の一部改定を行うものです。次に、議案第121号、指定管理者の指定について、概要を御説明申し上げます。本案は、霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、霧島市横川勤労者技術研修館、丸岡公園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。本年7月1日から7月29日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった1団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その審査結果に関する市長への報告に基づき、きりしまPPP(株)に平成29年4月1日から平成34年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

△ 議案第110号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、会次第、審査の（10）、議案第110号について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

議案第110号、霧島市都市公園条例の一部を一部改正について御説明いたします。対象施設名は、城山公園、国分運動公園、南公園、国分海浜公園、国分海浜公園体育館、北公園、まきのほら運動公園でございます。詳細につきましては、新旧対照表の62ページから65ページであります。最初に建設施設管理課所管について御説明いたします。62ページをお開きください。城山公園研修センター展望台1階にある会議室の使用料を1時間130円から150円に改定するものです。次に、65ページ丸岡公園のグラウンドゴルフ用具の使用料につきまして、現在市内の方は用具の使用料負担はございませんが、市内の方にも8ホール1式510円、16ホール1式1,030円を御負担していただくものです。続きまして、保健体育課所管について御説明いたします。対象施設は城山公園、丸岡公園以外の体育施設でございます。詳細につきましては、新旧対照表の63ページから65ページであります。今回の社会体育施設の使用料改正は、コストに基づく単価を踏まえ、市内外の類似施設の料金と、市民福祉のバランス等を総合的に勘案し改定額の設定を行いました。それでは各競技で利用する場合の利用形態から説明いたします。多目的広場や球場などの屋外施設で、野球の使用ができる施設は300円、ソフトボールができる施設は210円、また、テニスについて、ハードコートと砂入り人工芝のコートを220円、クレーコートを170円、多目的広場の使用については、サッカー1面芝コートを400円、クレーコートを300円の料金設定を行いたいとするものです。また、海浜公園体育館の料金については、保健体育課が所管する他条例の各施設、及び他課が所管する施設で利用形態が同様の場合も併せて、使用料の整合性を図ったところであります。なお、この条例については平成29年4月1日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより議案第110号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

基本的には、引上げという形で行われているわけですが、今回は他の市町村の状況それから受益者負担の公平性というようなことが言われているわけですが、減免規定がそれぞれあると思うんですけれども、それぞれの施設の利用の状況に応じて、これまで減免がどういう場合にされてきたのか、また、今後は減免規定の運用が変わっていくのか、これまでと同じであるのか、その辺の考え方をお示してください。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

減免規定につきましては、規則のほうで基本的なことをうたっております。まず、障害をお持ちであったり、そういった方々に対する減免、半額という取扱いをしております。それから市が共催や後援したり、また教育委員会が共催や後援したりといったものが、それぞれ市長、教育委員会が認める者という部分で、減免規定をうたっているところでございます。これにつきましては、今回は使用料の単価の見直しをお願いをしているところでございまして、減免規定につきましては、今までどおりでございまして、今後変わるものではないというふうに認識しております。

○委員（植山利博君）

それぞれの地域で料金設定が条例化されているところと、料金設定のない施設というのものもあるようであります。議員と語ろかいなどで行ったときに、例えば高齢者が施設利用する際に、成人病の抑制であるとか若しくは健康増進であるとか、そういう保健福祉とか国保などとの連携をしながら、今後の減免規定の在り方を見直すべきではないかというような御指摘を、最近よく受けています。今回は使用料の変更であって減免規定はいじっていないということですが、今後、そういうことは、政策的に進めるべきではないかと思うのですが、今後の検討についてはどんな所見をお持ちですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

先ほどの説明で少し足りなかったところも補足いたしますが、基本的に料金設定がしてあるというのは、成人の方々、一般の方々が利用した場合の料金設定でございます。今おっしゃいました例えば65歳以上、あるいは学校の子供たちにつきましては、大概の利用が半額という料金設定になっておりますので、国保であるとかあるいは市の政策の中で、元気な高齢者あるいは子供たちの体力増進、競技力向上そういったことにつきましては、今の条例の中でも反映をされているとふうに認識しております。また、このことにつきましては、今後も高齢者であれば、国保を減らす方向での考え方というのは、統一した考え方で進めていきたいというふうに考えております

○委員（植山利博君）

3年に1回の定期的な見直しの一環だということなんですけれども、例えば利用料の設定や施設

利用の料金の改定の際に、直近は消費税の上がる時に見直しをしたと思います。そういう場合に、利用者が、いきなり上げられたというような感じを持たれて、我々のところにも様々な声が届くわけです。今回の料金の改定に当たって、例えば利用される競技団体とか地域の自治会とか、そういう方々と意見交換なり、こういうことで、他市の状況を勘案しながら利用料の変更しますというような協議なり、説明なりをされた経緯がありますか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

議決されていないことを、事前に各種団体と意見交換をするというのは勇み足かなということもありますが、議決していただければ、各団体との連絡会とか指定管理者のほうで、窓口での対応というのがございますので、そういったところでは十分な説明をさせていただきたいと思います。事前に上げますよというのは、前もって各種団体と意見交換をする、それは反対だというのが、目に見えますので、決まった暁には、受益者負担の原則なども唱えながら、説明をしていきたいというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

おっしゃる意味はよく分かるんですけども、最近、条例を改定やいろいろな政策を打ち出すときにパブリックコメントをするわけです。今おっしゃることは一理あるわけですけども、議会に提案される前に骨格を作る段階で、市民の声を反映させると。いわゆる住民自治ということに基づくパブリックコメントが通常になっているわけですよね。こういう料金改定の場合は、議決をしていないことを、市民の方にとということも一理ありますけれども、我々は議決をする立場ですので、議会が料金改定を決めたんだという意識は、市民の方々も持たれるわけですよね。だから、そういう場合に、果たしてどちらが正しく、どちらが理想的かというのは難しい問題があります。おっしゃるようなケースもあります。料金を上げるのに、諸手を挙げて賛成する市民はいないわけですから。新たな負担の増加ですから。ただ、それをきちっと理解していただいて、持続可能な霧島市の運営をみんなが理解していただくということが必要なわけです。また3年後には、預金改定等もされるでしょうから、今後に向けて、どうあるべきということ、どんな形で市民の理解を得るための手順を踏んだほうがいいのかということは、全庁横断的に協議する必要がある時期に来ているんじゃないかなと、私は思うんですけど、部長いかがですか。

○建設部長（川東千尋君）

委員がおっしゃいますように、使用料、利用料等の改定に当たりますと、市民の方々の声を聴くということも、これから行っていかなければいけないことではないかというふうに思います。ただ、その手法と致しまして、今、保健体育課のほうで答えましたように、事前に執行部のほうで提示なり、そういった形を取りますと、いろいろな市民の方々の反応もあろうかとますが、例えばパブリックコメントというお話でしたが、指定管理者が行っている中でのアンケートとか、そういった形で、利用者の意向を伺うといったことも含めて、今後、いろいろな形で事前の利用者の方々の反応を探る手立ても、今後検討していけばいいのかなというふうに考えます。

○委員（植山利博君）

福山農村青年の館の利用料を下げたということが、前の審査のやり取りがであったわけです。今まで夜間は2,060円だったものを1時間幾らということで、かなり負担が軽減されていると。それは、どうしてかということ、利用者の方々の声を反映してそうしたんだというような答弁でした。こういう施設の料金設定というのも、もちろん施設のコストを分析をした上で、適正な使用料を設定するということは、当然のことではあるわけです。地域それぞれに事情があります。具体的に言えば、そこは、団体の飲み会で、よく利用されると。近隣にそういうお店が昔はあったので、民業圧迫しないために高い価格設定していたと。最近はそのようなところはもう少なくなったので料金を下げたという答弁でした。地域によって、いろいろな特性があり、市民の声を反映しつつ、使用料とかも、ある程度考慮する必要があるのかなということ、初めて感じたので申しました。今後の改定するときには、参考にさせていただきたいと求めておきたいと思います。

○委員（有村隆志君）

丸岡公園の用具の使用料のところ、市内者が使用する場合に限り1日8ホール510円で市外者が使用する場合は1日8ホールで1,030円と、市内と市外を分けて市内の方の利用を促進しようということです。丸岡公園のグラウンドゴルフの使用料というのは、これには載っていないんですけど、その辺もそのようになっていますか。

○公園管理G長（川畑 誠君）

丸岡公園のグラウンドゴルフにつきましては、緑地公園で行っているんですけども、そこについては使用料は取っておりません。

○委員（中馬幹雄君）

南公園のソフトボール場の使用料というのが若干上がっているわけですが、ナイター料金の変更はどうなっていますか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

今回、施設の使用料だけを改定させていただく案でございます。照明代につきましては、例えば九州電力にほとんどを払っていますけれども、九電が上げるとかといったものとは別でございますので、今回は使用料だけで照明代はそのままというふうにお考えいただければと思います。

○委員（中馬幹雄君）

施設の使用料に関してですが、国分運動公園の多目的広場、専用使用で一般が600円ですよね。まきののらはら運動公園多目的広場の専用使用、1時間1,200円と。この差はどういうものですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

この差は広さの差でございます。具体的にはサッカー場が1面取れるのか2面取れるのか。まきののらはら、サッカー場が3面取れますので、国分のほうは600円の設定でございますが、まきののらはらはその倍で提示したところでございます。

○委員（植山利博君）

新旧対照表の65ページ、丸岡公園ですけれども、市内者が使用する場合に限り1日8ホールが510円ということです。これまではゼロだったわけですね。

○公園管理G長（川畑 誠君）

市内方の利用は、ゼロでございました。

○委員（植山利博君）

今までゼロだったものが、いきなり510円になるわけです。受益者負担の公平性ということ言えば、今まで取らなかったこともいかななものだったのと。ゼロから510円になるときに市民の理解が得やすいのかと。今まで長い間、無料で使えてきたわけです。市民感覚とすれば、それが当たり前になっていることが、いきなり510円になって、16ホール使えば1,030円ですよ。今までは特別だったんですよ。普通は取っているんですよというような、その根拠を十分に説明することがないと、理解は得にくいのではないかという思いがあるから、先ほどの発言に至っているわけです。これは条例で定めるわけですけれども、指定管理者で、これを減免するとか若しくは値段を半分にするかということとは可能なんですか。

○国体準備室長（野辺貞孝君）

市のほうがやるときには使用料、指定管理者のほうに移りますと利用料金というようになりますので、これは民法上の収入になります。それは上限額を条例の中で定めておりますので、それより下げるとするのは、可能は可能でございます。

○委員（植山利博君）

これは料金の変更の議案で、後ほど指定管理の議案が出てくるわけですが、きりしまP P Pしても指定管理の料金というのは、年間幾らと決まってくるから、それを自分たちで料金を下げるということは、収入が減るわけですから、この条例の使用料を見込んで指定管理の料金は設定がされるはずですから、そこらのところも、今までゼロだったものが、いきなり510円。16ホールだと1,030円ということになることに対する住民の思いが、その指定管理者の運営の在り方、その辺の協議は指定管理者とはされていますか。若しくは指定管理の料金の中に、このことも反映しているかどうか、議案と違いますけど関連がありますからお尋ねをしています。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

今回、5年で契約が切れるということで、今回は、特に指定管理者との協議は致していないところでございます。

○建設部長（川東千尋君）

丸岡公園の料金につきましては、グラウンドゴルフの用具の使用料でございまして、場所については、先ほど答弁いたしましたように使用料は取らないわけです。用具についての使用という実態を、これまでも指定管理者等と話をしてみますと、塩井川委員がよく御存じかと思うんですが、地元の住民の方々が、恒常的に使用されていて、維持管理等も、ある程度地元の方々が行っていただくと。非常に地元の方々の協力体制の下に使用していただいている広場でございまして、この用具

の使用というのは、ほとんどの方が持っていらっしゃるということで、地元の方からは基本的に徴収するということは余りなくて、市外からたまにいらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった実態等を踏まえて、有料という形に踏み切った実情がございますので、ある程度、そういった調査は行った上での改定でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第110号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時46分」

「再開 午前11時47分」

△ 議案第121号 指定管理者の指定について（霧島市丸岡会館，霧島市横川体験農園，霧島市横川勤労者技術研修館，丸岡公園，霧島市横川農業交流センター，霧島市森林活用環境施設）

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第、審査の（11）、議案第121号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設施設管理課長（仮屋園修君）

議案第121号、指定管理者の指定についてです。現在、きりしまPPP(株)を指定管理者としている霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、霧島市横川勤労者技術研修館、丸岡公園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設について、平成29年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、きりしまPPP(株)の1団体から応募がありました。本年8月から9月にかけて、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、きりしまPPP(株)が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、きりしまPPP(株)に平成29年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項4をご覧ください。指定管理者が行う業務として（1）丸岡公園関連施設の維持管理に関する業務、（2）丸岡公園関連施設の使用許可、使用許可の取消等に関する業務（3）前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認める業務、（4）その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、3ページの募集要項6の管理に要する経費についてと4ページ募集要項8の参加資格については先ほどの霧島緑の村の説明と同じですので省略させていただきます。次に、7ページ募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、

各委員が（２）の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、「審査基準と配点」については、同じく募集要項14の（２）をご覧ください。まず、事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるかについての適否の判断。次に、１．事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかについての配点が30点。２．事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるかについての配点が30点。３．事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているかについての配点が20点。４．その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項についての配点が20点であります。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料２「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成についてご説明いたします。報告書２ページをご覧ください。こちらに委員会の構成をお示しております。丸岡公園関連施設は、内部委員が平野副市長他８名、外部委員が４名の計13名となっています。次に、３ページ目、「４ 審議経過」「５ 審査方法」と「指定管理候補者選定審査表」については、霧島緑の村の説明と同じですので省略いたします。また、審査の評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料２の市長報告書７ページをご覧ください。評点結果については、委員数が13人で満点が1,300点、指定管理候補者の要件である得点率６割が780点であり、きりしまPPP（株）は1,070点でありました。選定意見については、１．自主事業等に力を入れていることに加え、レストランにおいて新メニューを検討しており、前向きな姿勢を評価した。２．これまでの管理実績や、不具合が生じた時のバックアップ体制が整っている点を評価した。３．月一回のフリーマーケットやグランドゴルフ大会開催等の地域に根付いた取組を評価した。４．自主事業の豊富さや、これまでの管理実績を評価した。５．緊急時のバックアップ体制の確立や、これまで職員の教育もきちんとされている点を評価したなどの意見が出されました。以上で、霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、霧島市横川勤労者技術研修館、丸岡公園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより議案第121号について質疑に入ります。質疑の際は、施設名が分かるようお願いいたします。質疑はありませんか。

○委員（阿多己清君）

全体的な部分から確認をさせていただきたいと思います。基準価格が2,754万2,000円という設定がされておりますが、平成28年度の経費というのは幾らですか。

○公園管理G長（川畑 誠君）

年度協定書におきまして、消費税込みでございますけれども、2,103万4,569円となっております。

○委員（中馬幹雄君）

以前、丸岡公園の管理の関係で、植木の周りの雑草を全然刈ってなくて、駐車場の脇から1 m くらいはきれいに刈ってあったんだけど、斜面のあるところは、全然刈っていないということで、1回指摘をしたたことがあるんですが、現在、その管理はどうなっていますか。

○公園管理G長（川畑 誠君）

以前、そういう指摘を受けまして、以前よりはきれいになっております。

○委員（植山利博君）

基準価格が2,754万2,000円。平成28年度の実績が2,103万4,000円という説明であったわけですが、基準価格が600万円くらい増えているわけですね。その要因をお示してください。

○公園管理G長（川畑 誠君）

丸岡公園におきましては、平成27年度を例に挙げますと、収入が6,921万9,029円に對しまして支出が7,384万7,650円ということで、収入の大幅な減が主な要因として、今回の基準価格の設定になったということでございます。

○委員（植山利博君）

毎年、指定管理料は、ある程度の微調整がなされるものというふうに思っているわけです。そこはいかがですか。

○公園管理G長（川畑 誠君）

指定管理料につきましては、主に申請時の5か年の金額を元に年度協定で結んでおりまして、燃料の高騰とかといったような場合は、増にした経緯がございます。

○委員（植山利博君）

平成27年度の収入と支出を教えてください。

○公園管理G長（川畑 誠君）

平成27年度の収入は6,921万9,029円、支出が7,384万7,650円でございます。

○委員（植山利博君）

平成26年度をお示してください。

○公園管理G長（川畑 誠君）

平成26年度につきましては、収入が7,427万5,382円、支出が7,575万4,424円でございます。

○委員（植山利博君）

平成26年度も平成27年度も400万円くらいの赤字と見ましたけれども、指定管理の目的というのは、少ないコストで運営してもらおう。さらに、住民サービスが向上するということですからけれども、行政ならこれでも市民福祉の向上のためにということでやむを得ないと思いますけれども、民間がこんな状況であって、果たして民間の放漫経営なのか、どういう状況でこういう実態になっているのか、その辺の精査はされているんですか。

○公園管理G長（川畑 誠君）

毎年、年度モニタリングをする中では、利用者の減が大きいと。その要因としましては、竹子の方向に国道504号の開通があつて、丸岡公園を利用する人たちが減ったというのが、主な原因ということと、特に収入におきましては、レストランの利用が多いわけですけれども、レストランについても利用者が減っているということでございまして、支出に対して収入が得られてないということでもございました。

○委員（植山利博君）

このことを踏まえて、新たな基準額2,754万2,000円という設定をされたというのは、当然評価しますよ。そうでないと引受け手がないわけですから。年間の指定管理料が2,730万円、2,720万円、2,710万円、2,700万円ということで、毎年10万円ずつ少ない形で事業計画が立てられていますよね。先ほどおっしゃった中でも、石油の急騰とか、緊急的に指定管理者が責任を負わなければならない以外の要因で、負担が増えたり利益が出ないような状況だったら、実態をしっかりと精査しながら、年度、年度でも指定管理料を若干の微調整をします。公の施設をお願いしといて、道路事情とか人口減とか、その企業の責に負えない様々な要因で、こういう状況が出た場合は、適切に対応すべきだったのだろうと思いますけれど、いかがですか。

○公園管理G長（川畑 誠君）

施設におきましても老朽化が進んでおりまして、年間利用者も年々減っている状況ですので、今後、新たに協定を結ぶ中でその辺の収入支出については、指定管理者と協議をしながら考えていきたいと思えます。

○委員（植山利博君）

霧島緑の村もだが、きりしまPPPも撤退をしたということですので、公共施設として維持していくのか、例えば民間に譲渡するのか、その辺も含めて、5年計画を作られているわけですよ。施設が老朽化して、整備をし直さなければならないのか、若しくは壊してしまつて一元化するのか、その辺も含めて、指定管理という5年間の長期スパンで計画を立てないと、とりあえず1年、来年はこれで行ってもらいましょうでは、いかがなものかという気がしてなりません。この収入と支出の表記を見ても、その場しのぎだと言わざるを得ないと思うんですけど、部長いかがですか。

○建設部長（川東千尋君）

委員の御意見のとおり、丸岡公園は開設して50年近くがたつということですので、老朽化等に伴って維持管理等に要する費用というのが、思った以上に膨らんできているのではないかと。そういった中で、市が持つ負担分と指定管理者が持つ負担分というのが、一定の定めがございまして、その限度の中で、指定管理者が今までを負っている分も結構あるのかなという気もいたします。そういった中で累積した結果が、年間300万円、400万円といったような形にもなってきているようでもございますので、そういったことを精査しながら、今後の指定管理の業務の中に組み込んで役立てていきたいというふうに考えております。

○商工観光部長（池田洋一君）

相対的な部分につきましては、建設部長が申したとおりでございます。私ども商工観光部としては、主にレストラン関係を管轄しておりますけれども、台風とかいろいろな自然現象とか花見の時期とかといったものが、若干狂うと、大きな利用減につながるというのも実態でございます。ですから、その辺を勘案しながら今後、指定管理者といろいろ協議を進めていきたいと考えております。

○委員（塩井川幸生君）

丸岡公園は、所管が横川総合支所産業建設課、商工観光部、建設部と非常にいりくんでいて、どこが主管なのか分からないんです。それを指針を決めて、しっかりとやってほしいんだけど、所管が違うからとか縛りがあるわけですね。一体的に丸岡公園として、何か実行するにもとっつきにくい状況にあるのですけれども、主管となる部を決めるとかといった協議されたことはありますか。

○建設部長（川東千尋君）

ただいまの御指摘は、数年前から委員のほうからありまして、その頃も総合支所を含めて、窓口をどこにするかとか、いろいろございました。そういった中で、今はそのときの御意見を尊重いたしまして、まずは建設の公園グループのほうが総体的な中の役割を担うということで、事務分掌も改定を致しました。ただ、そういった中で先ほど商工観光部長も申したように、レストランとかそういう、当時造った建物等の財産管理の面から、所管というのは、ある程度区別しておかなければいけないという部分もございますので、従来どおり、ちょっとしたことは、総合支所に行く場合もございますが、現在、全体的なことではございますと、建設部の公園グループのほうで、指定管理者とのやりとりも含めて行っている状況でございます。

○委員（塩井川幸生君）

指定管理者がその管理だけをしてもらっても、前に進む姿がみえないわけです。この前、一般質問をしましたがけれども、駐車場の問題や売上げが減っている原因もどこにあるのかと、一体的に丸岡公園が進んでいかないものだから、お客さんも減る、プールも使うことができない。前も言いましたが、子供たちが浮き袋を持って来るわけです。指定管理者もいろいろ提案しているとおもうんですけれども、そこを政策的に進めていく体制を作っていただきたいと思っておりますので、要望しておきます。

○委員（阿多己清君）

横川体験農園というのが、施設の中にあるんですけれども、年間利用者数が3人ということで、ここらの見直しは議論されたことはないでしょうか。

○横川総合支所産業建設課長（原田 修君）

借り手がないというのが実情でございます。特に大きな区画や中くらいの区画とかそれぞれ用途に合わせて計画して準備をしてあるんですけれども、なかなかそういう方がいらっしゃらない。ただ、農業者ではない方に貸し付けましょうということが、基本にあるものですから、今は、物産館のほうも野菜が不足しているから、ここをちょっと利用するという話も来ていますので、今後、そのあたりも議論をさせていただきたいと思っております。

○委員（阿多己清君）

丸岡公園も駐車場不足というのは、前に一般質問等で議論をされている経緯もあるんですけども、目的を見直して、丸岡公園の一体的な駐車場整備というのも考えるべきかなと思いますので、ここは要望をしておきます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第121号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時15分」

「再開 午後 1時05分」

△ 議案第124号 霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンターの建設工事委託に関する基本協定の締結について及び

△ 議案第125号 平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3の締結について・・・部長総括

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第、審査の（12）、議案第114号と審査の（13）、議案第125号については、まず、建設部長が総括説明の後、各議案について、課長説明、質疑に入ります。まず、建設部長の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

まず、議案第124号、建設工事委託に関する基本協定の締結について、概要を御説明申し上げます。国分隼人クリーンセンターについては、これまで2系列で、汚水を処理してまいりましたが、近い将来、現在の汚水処理能力では対応できない状況になることが予想されます。今回の議案は、今後の汚水処理に対応するための増設工事についての「霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンターの建設工事に関する基本協定」の仮協定を締結いたしましたので、本協定とするため地方自治法第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第125号、建設工事委託に関する協定の締結について、概要を御説明申し上げます。国分隼人クリーンセンターについては、平成8年3月の供用開始から20年が経過し、各施設に経年劣化による機能低下や故障がみられます。そのため、長寿命化計画に基づき、汚水処理施設の機械電気設備の更新及び改築工事についての「平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3」の仮協定を締結いたしましたので、本協定とするため、地方自治法第96条第1項第5号

及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申しあげますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

△ 議案第124号 霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンターの建設工事委託に関する基本協定の締結について

○委員長（池田綱雄君）

次に、会次第、審査の（12）、議案第124号について、審査いたします。執行部の説明を求めます。

○下水道課長（柿木安長君）

議案第124号、建設工事委託に関する基本協定の締結について、概要を御説明申し上げます。霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンターの建設工事委託に関する基本協定は、平成28年度から平成31年度までの4か年で汚水処理施設の増設工事を実施するものであります。これまで、霧島市公共下水道事業計画に基づき下水道管渠の整備を進めてまいりましたが、今後も計画のとおり進めてまいりますと、平成32年度には、流入水が、現有汚水処理能力を超過する見込みであることから、地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し、現在ある2系列に加え、3系列目を増設するものであります。3系列になりますと、処理能力が一日当たり最大4,700立方メートル上がり、全体で一日当たり1万8,700立方メートルとなります。については、今定例会において、増設工事に係る「建設工事委託に関する基本協定」を日本下水道事業団と締結するため、議会の議決をお願いするものであります。なお、本業務は、汚水処理施設工事であり、電気、機械、生物、化学など、特に専門的な知識を有する技術者の確保を必要とし、また、国分隼人クリーンセンターの基礎調査、設計・計画内容等を熟知している必要があることから、唯一これらをすべて満たしている、日本下水道事業団と随意契約しようとするものであり、平成28年10月31日付け仮協定を締結したところであります。以上、霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター建設工事委託に関する基本協定の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより議案第124号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

汚水処理施設増設は結構年数がたっているから妥当かなと思うんですが、これは日本下水道事業団のほうで建設をしたのでしょうか。

○下水道課長（柿木安長君）

当初から、処理場とか主な管渠とかポンプ場につきましては、日本下水道事業団に委託しております。

○委員（蔵原 勇君）

専門の業者でしょうけれども、こういうときなので、地元の業者と連携することはできないですか。

○下水道課長（柿木安長君）

日本下水道事業団で工事も発注、契約をいたしますので、直接、我々のほうからは言えないんですが、地元業者でできる分については、地元業者を下請けとかで使ってくださいということはお願いしております。

○委員（蔵原 勇君）

下請けとかは表現がよくありませんので、増設については、一体となって前向きにさせていただきたいと思います。課長の答弁は、言いにくいというような話ですけれども、地元業者との連携をしっかりともらえば、何かあったら地元業者は対応しないといけないので、要望にとどめておきます。

○委員（植山利博君）

今までの工事日本下水道事業団、今回のこともここしかできないんだから随意契約だということについては理解します。それで、これまでの工事高の中で、地元業者に下請になり発注をさせて、地元の業者が何%ぐらいの割合で事業をしてきたというところを把握はされていますか。

○下水道課長（柿木安長君）

把握しておりません。

○委員（植山利博君）

私も一般質問等で公契約条例を制定すべきではないかと言っていたわけですが、やはり今のようなことを、しっかりと管理をするには公契約条例というものがあれば、発注した業者が、どういう形で地元の業者を使い、若しくはどういう形で地元の業者の賃金が支払われているかというところまで、把握できるというメリットがあるわけです。今回のこの随意契約をされるときに、そういう議論はなかったですか。

○下水道課長（柿木安長君）

ありませんでした。

○委員（植山利博君）

今後、施設の更新とか長期にわたる大規模な事業をする場合が出てくるわけです。そういう場合に、私は公契約条例というのは必要だと常々思っているわけですが、今後、そのことについて協議をするつもりがありますか。

○建設部長（川東千尋君）

委員からの御提言ということで、今後、また工事契約検査課等も含めて全庁的に議論をさせていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。処理能力が1日当たり最大4,700立方メートル向上するということです。ということは、現在は1万4,000立方メートルが最大なのかなと理解するわけですが、季節や日にちによって違うんでしょうけれども、現状で最大どれくらいの処理をされていますか。

○下水道課長（柿木安長君）

平成27年度の統計を取っています。一日の最大が1万2,700立方メートルくらいだったと思います。

○委員（植山利博君）

ということは、許容能力は、あと1,300立方メートルくらいしかないということです。今後の整備計画を考えると、早急に取り組まなければならないと理解しますが、今までの経緯から1万4,000立方メートルを超える時期、若しくは整備の今後の面積はどのぐらいを想定されていますか。

○下水道課長（柿木安長君）

ここ四、五年は平均して400立方メートルくらいずつ増えてきておりますので、平成32年度中には、今の現有処理能力1万4,000立方メートルを超えるのではないかなと思っております。

○委員（植山利博君）

平成31年ということは4年ですよ。この勢いで順調にいけば、1,600立方メートルが増えると。そうすると賄えないと。ぎりぎりの時期だと理解します。これが遅れるようなことがあれば、間に合わない状況になりますので、この事業進捗をしっかりと見極めながら、処理能力を超えるというような状況が出ないような取組を求めていると思います。

○委員（有村隆志君）

この施設を造るに当たって、広瀬地区のほうとの話合いはできていますか。近辺が田んぼですので、工事車両が通るときなどに迷惑が掛からないような対策は考えていらっしゃいますか。

○下水道課長（柿木安長君）

この増設工事については、地元の方にはまだ説明しておりませんので、日本下水道事業団との協定締結後に工事事業者が決まりましたら、農業関係の方とか近隣の方には説明いたしたいと考えております。

○委員（有村隆志君）

工事ででる土はどうなりますか。

○下水道課長（柿木安長君）

ある程度、掘削をします。あと場内に貯め切れない部分については、持ち出すことになると思います。

○委員（有村隆志君）

となると、車の往来があるので、そこ辺りの配慮をお願いしたいと思います。

○委員（阿多己清君）

今回の案件は、日本下水道事業団との随意契約であるのですが、これは、やむを得ないというこ

とでいいですか。それぞれ、機会、電気、生物、化学、こういうものに専門的な知識を有する技術者が必要だと。こういうものは、他の団体にはいないという理解をしていいですか。日本全国で、こういう仕組みになっているのかどうか教えてください。

○下水道課長（柿木安長君）

日本下水道事業団は、地方公共団体の出資により設立されております。形態については、地方公共団体が主体となって業務運営を行う地方共同法人となっております。本市も株主みたいなものでございまして、日本下水道事業団もプロパーだけではなくて、地方公共団体と財務省など国家公務員など3分の1くらいが職員としております。また鹿児島県では、この機械、電気、化学などの専門的な知識を持っているのが、鹿児島市だけでございます。下水道事業を行っている鹿児島県内の市町村では、ほとんどが日本下水道事業団と委託契約を行っております。

○委員（阿多己清君）

基礎調査、設計、計画内容等を熟知しているという説明もあったんですけども、日本下水道事業団は、前の段階のこの部分に関わっているんですか。

○下水道課長（柿木安長君）

国分隼人下水道組合ができた当初から日本下水道事業団が、設備などのいろいろなものに関わっております。

○委員（阿多己清君）

設計から全てに関わっているということで、割高になっている部分はないですか。

○下水道課長（柿木安長君）

工事の随意契約という言葉が出てきますが、日本下水道事業団が直接工事をするわけではなくて、私たちの代わりに設計し積算したものを、入札によって一般の工事会社に発注するシステムですので、割高であるかどうかまでは分かりませんが、いろいろと条件が厳しいので、それなりの工事費で落札されると思います。

○委員（塩井川幸生君）

污水处理のメーカーが日本全国にあります。私からすると、これはペーパー会社で、設計など市町村の仕事をまるまる受けていると思うのですが、污水处理業者には、大手の下水処理の会社はたくさんあります。経費を負担しているのは誰かと言ったら、市民になるんです。競争が無いということが危惧されます。污水处理メーカー、上水道のメーカーがたくさんありますから、霧島市の下水処理関係の業務を受けられる会社は、どこにでもあるわけです。なぜ、そういうところでできないのか疑問におもうのですが、いかがですか。

○下水道課長（柿木安長君）

通常の土木工事とかであったら、今までの実績や金額を見て、高いとか安いとかは大体判断できるんですが、機械とか電気などの専門的なことになると、本市には専門的な職員がいませんので、判断ができないような状況です。

○委員（植山利博君）

今回の整備をすれば、処理能力が1万8,700立方メートルになると。年間400立方メートルくらいずつ増えていけば4年後には、1万4,300立方メートルくらいになるわけです。まだ4,400立方メートルくらい余裕があるわけですが、今の下水道の整備計画で、今回の整備で処理能力は足りるという理解でいいですか。

○下水道課長（柿木安長君）

4,700立方メートルの池を増設しますが、今年の3月に隼人駅東の区画整理の部分を事業認可を拡大いたしまして、915.5haとなっておりますけれど、それにもう少し面積を足したぐらいで、この増設分の処理能力は超えると考えております。

○委員（植山利博君）

ということは、将来的には、さらに処理能力を高めるための投資も必要になってくる可能性があるという理解でよろしいですね。

○下水道課長（柿木安長君）

隼人駅東地区の事業認可拡大を行いまして、皆さんの要望などを聴きながら、4池目が必要ならば、整備をしないといけないと考えております。

○委員（有村隆志君）

先ほど、将来的にはもう1池造らないといけないことだと思いますけれど、保守点検をする上では、今のところはこれでいけますか。もう1池造らないと、1つが駄目になったときに大丈夫ですか。

○下水道課長（柿木安長君）

今までの平均でいきますと、平成32年度には処理能力を超えますので、平成31年度までには、この3池目を完成させなければならないと思っています。

○委員（有村隆志君）

定期検査となると予備がないとやっていけないのではないかと思いますけれど、そのときは、その時点で造る計画を出されるということですか。

○下水道課長（柿木安長君）

委員がおっしゃるとおり、我々もそのように思っているんですけど、今の下水道事業を進める中では、補助事業とかも、ある程度見通しが立ったときに増設と。余計なものは造るなというようなことで、予備は造らないという方針で、あと何年で処理能力超えるといったときに、初めて増設が認められるというような仕組みになっております。

○委員（中馬幹雄君）

要望になりますけれど、錦江湾奥の清浄化のために、極力きれいな水を流すようにお願いします。というのは、あそこができたから湾奥の生系態が変わってきているんだ、と言う地域の漁業組合の人もおります。試験結果をもらいました。クリアしているようでございますけれども、念のために

申しておきます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第121号について、執行部に対する質疑を終わります。

**△ 議案第125号 平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）
建設工事委託に関する協定その3の締結について**

○委員長（池田綱雄君）

次に、会次第、審査の（13）、議案第125号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○下水道課長（柿木安長君）

議案第125号、建設工事委託に関する協定の締結について、御説明申し上げます。国分隼人クリーンセンターは、平成8年3月以来、住民生活の重要なライフラインの一つとして、その機能を中断することなく汚水を処理してきました。しかしながら、管渠の延伸や水洗化人口の増加による汚水の増加、経年劣化等により、機能の低下や故障がみられるようになってまいりました。ついては、施設の健全化を図るため、長寿命化計画に基づき、老朽化が認められる汚水処理施設のうち、汚泥脱水設備、汚泥処理運転操作設備及び、汚泥処理計装設備の更新並びに改築工事について、平成28年度から平成29年度の2か年で実施しようとするものであり、今定例議会において「建設工事委託に関する協定」を日本下水道団と締結するため、議会の議決をお願いするものであります。なお、本業務は、汚水処理施設工事であり、電気、機械、生物、化学など、特に専門的な知識を有する技術者の確保が必要とされます。また、国分隼人クリーンセンターの基礎調査、設計・計画内容等を熟知している必要があることから、唯一これらをすべて満たしている、日本下水道事業団と随意契約しようとするものであり、平成28年10月7日付け仮協定を締結したところであります。以上、平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより議案第125号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（植山利博君）

2年にわたっての委託契約ということですよ。これは、債務負担行為ということですよ。

○下水道課長（柿木安長君）

そのとおりでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第125号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時46分」

「再開 午後 1時49分」

- △ 議案第97号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第98号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第100号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第105号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第106号 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第107号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第109号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第111号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、会次第、審査の（14）、議案第97号から会次第、審査の（21）、議案第111号についてまで、以上8件を一括して審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第97号、霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第98号、霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第100号、霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第105号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第106号、霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第107号、霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第109号、霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第111号、霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまでの8件の条例改正につきまして、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。資料と致しましては、議案の56ページから76ページをご覧ください。今回、提案いたしております条例の一部改正案につきましては、各施設の使用料について、受益者負担の適正化及び類

似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。なお、詳細な点につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○商工振興課長（谷口隆幸君）

議案第97号、霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第98号、霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第105号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての3件の条例改正につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。資料といたしましては、議案の56ページから67ページ、新旧対照表の52ページから58ページをご覧ください。今回、提案いたしております条例の一部改正案につきましては、各公共施設の維持管理経費が増大していく中、適切な施設の維持管理を行い、継続して利活用を図っていくために必要となる自主財源の確保を図るとともに、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○観光課長（八幡洋一君）

議案第100号、霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第106号、霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第107号、霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第109号、霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第111号、霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についての5件の条例改正につきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。資料と致しましては、議案の61ページから76ページ、新旧対照表の56ページから67ページをご覧ください。今回、提案いたしております条例の一部改正案につきましては、各公共施設の維持管理経費が増大していく中、適切な施設の維持管理を行い、継続して利活用を図っていくために必要となる自主財源の確保を図るとともに、受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額の見直しを行ったことに伴うものと施設備品の老朽化に伴い使用を廃止するため、所要の改正をしようとするものでございます。以上、観光課の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより一括して質疑に入ります。質疑の際は、議案番号や施設名が分かるようにお願いします。質疑はありませんか

○委員（植山利博君）

小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、提案理由の中で、当該ボートの老朽化に伴い、ボートの使用を廃止するため、本条例の所要の改正をしようとするものとあります。ボートの老朽化については、これを修繕若しくは更新してボートが利用できるようにするという議論はなかったですか。

○観光課長（八幡洋一君）

ボートにつきましては、合併前からボートが無かったと。今の利用形態というのが、浮き輪を持って来られたり、家庭用の簡易のボートなどありますので、今回、見直しをするに当たって、ボートは無いということで、提案をさせていただいています。

○委員（植山利博君）

小浜小学校でカヌーなどの体験学習をされております。合併の時点で無かったから、これを廃止するんだと。それで当たり前だったからという論理も成り立つと思うんですけど、やはり、人を集めたり、海辺の体験をするということでは、ボートを貸し出して乗っていただく機会を作るということは、非常に重要なことではないかと思っております。無いのであれば、料金改定をする際に、何そうか新しいボートを更新して、この条例を生かすような取組をすべきであったのではないかと思いますけれど、そういう議論はなかったですか。

○観光課長（八幡洋一君）

ボートにつきまして、いろいろな方に聴きました。警備を九州総合警備保障に頼んでいますけれども、ここは遠浅だということで、緊急時には底が平らなボートを出していくと。昔のボートは底が扇形のようになっていて、遠浅であるため、沖のほうに出さないといけなと。我々は借りている管理区域というのがありますけれども、子供たちの腰くらいの深さの手前であることから、いろいろと検討した結果で考えたところでございます。

○委員（植山利博君）

去年から民間の警備保障会社に委託をされております。ボートを置くことによって、管理面積が広がれば委託料の増加等につながるんだらうと。ボートの形も昔はそういうボートでした。確かに、今はプラスチック製でボートのような機能を果たすのもいろいろあるでしょう。ただ、条例の中で、これを廃止するということはいかかなものかなという思いがしたということです。もう一つは霧島神話の里、ここも同じような視点で、グラススキーの施設が老朽化に伴い、使用できなくなっているので、廃止するとなっております。経済的なものや効率的なものを考えれば、余り需要が無いからやめればよいということになるんだらうけれども、私もこのグラススキーした経験があります。雪の上を1回も滑った経験がないのに、あそこで滑ったことに対する思いがあるわけです。こういう観光施設、レジャー施設というのは遊具があつて、それを楽しみに来る人はいるんだと。そのことが交流人口の増加につながるんだという思いも、あつてしかるべきできないかなという思いが非常に強かったので、この二つの条例案は、正直残念です。霧島神話の里公園についても、そのような議論はなかったですか。

○観光課長（八幡洋一君）

グラススキーにつきましては、平成23年5月末で終了しています。平成6年くらいから始めまして、備品が古くなったということと、けがが非常に多くて、裁判にまではならなかったのですけれど、毎年、けがをされて謝りに行ったり、補償の問題があつたりというようなことで、けがをしな

いで、子供さんたちでも楽しめるものはないかということで、ポッカールという自転車を小さくしたようなものなんですけれども、当時、グラススキーが、平均30万円程度の年間売上でしたけれども、ポッカールに変えて平成27年度の実績が112万5,000円くらいということで、グラススキーの施設を使って、ポッカールに変えております。

○委員（植山利博君）

確かにグラススキーは結構な傾斜がありました。上に立てば、怖いようなイメージもありました。若い頃でしたけれども、それでも恐怖感がありました。他には類似施設が無くて、スキーであっても骨折のリスクとかもっと危ない状況もいっぱいあるわけです。この二つは早くから無くなっていて使ってないですということですが、改めて条例の一部改正で出てきて、私としては、非常に残念な条例改正だというふうに受け止めたところです。私の感想として聴いてください。

○副委員長（厚地 覺君）

霧島高原国民休養地の件ですけれども、テニスコートが他のものからすると値下げになっていますが、これは利用客がいらないからですか。いるとしても、年間何人くらい利用していますか。

○観光課長（八幡洋一君）

料金につきましては、類似施設との調整を図ったということでございます。平成27年度が17万1,699円で利用人数が413人となっております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、会次第、審査の（14）、議案第97号から会次第、審査の（21）、議案第111号についてまで、以上8件について、執行部に対する質疑を終わります。

△ 議案第120号 指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）

○委員長（池田綱雄君）

次に、会次第、審査の（22）、議案第120号について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（池田洋一君）

議案第120号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。資料と致しましては、議案の92、93ページをご覧ください。本案は、霧島市観光案内所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。今回の提案内容につきましては、指定管理者として公益社団法人霧島市観光協会を、指定期間を平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間として管理を行わせようとするものであります。なお、詳細な点につきましては、担当課長が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○観光課長（八幡洋一君）

議案第120号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。資料と致しましては、議案書の92、93ページをご覧ください。霧島市観光案内所につきましては、平成24年4月1日から公益社団法人霧島市観光協会を直接指定管理者として指定しておりましたが、平成29年3月31日で指定期間が終了するため、引き続き平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間、霧島市観光協会を指定管理者として指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。議案書93ページに施設の概要、指定管理者の概要等記載してありますので御確認ください。提案理由としまして、霧島市観光案内所においては、公益社団法人霧島市観光協会が管理運営することにより、観光客等に最新で正確な地域情報の提供及び観光地の紹介が図られているところであり、引き続き同協会を指定管理者に指定することにより、観光客の利用拡大や市民への利便性の向上が期待できるとともに、地域観光業者の資質向上、連携及び活性化が見込まれることから直接指定しようとするものでございます。以上、観光課の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか

○委員（阿多己清君）

観光協会のほうに直接指定をされているわけですが、来年3月で5年と。さらに、来年からの5年をお願いするものですが、観光客の利用拡大とあるんですが、観光案内所でのここの推移をお示しいただけますか。

○観光課主幹兼観光地づくりG長（竹下淳一君）

平成27年度が、案内人の数が3万1,537人、足湯の利用者が3万728人、電話での問合せが9,397人。平成26年度が、案内人の数が5万3,710人、足湯の利用者が3万2,226人、電話での問合せが1万2,377人となっております。

○委員（植山利博君）

議案の説明資料ですけれど、直接指定ということもあって、この程度の資料なんでしょうけれども、先ほどの丸岡公園と霧島緑の村で非常に細かいすばらしい資料をもらっております。基準価格はどれぐらいだったのか。ここには記載がないですね。指定管理料が幾らだったのか。もう少し丁寧な資料が必要だったのではないかと。他の部署の資料が公募であったということもあって、充実した資料だなというふうに思ったところです。今回は直接指定ですけれど、もう少し内容があればよかったと思いますが、どうですか。

○観光課主幹兼観光地づくりG長（竹下淳一君）

指定管理料が平成27年度で539万742円で行いました。利用料金収入が9万5,580円となっております。

○委員（植山利博君）

観光協会という商工会とか会議所とか、市の行政と密接に関わって、市の政策を共に進めている団体というふうに理解しております。それであっても指定管理料は、これで適切であるのか。ほかのところを見ると、いかがなものかというような指定管理料だなと。もっと検討すべきではないかという感触も受けましたので、指定管理料の妥当性とか事業の収支であるとか、その辺りが分かるような資料があると、我々も指定管理料を上げるべきであるとか、下げるべきであるというような判断もできますので、今後はそういう資料を準備をして臨んでいただきたいと思いますところでは。

○商工観光部長（池田洋一君）

今、御指導いただきますけれども、今回、直接指定ということで簡素化した部分がございます。今後は、委員の皆さん方が詳細まで分かるような資料ということで心掛けていきたいと思っております。

○副委員長（厚地 覺君）

案内の時間は何時から何時までなのか。それと土、日、祝日、年末年始はやっていますか。

○観光課長（八幡洋一君）

休業日につきましては、12月30日から1月2日までとなっております。業務時間につきましては、4月1日から9月30日までが午前9時から午後6時です。10月1日から3月31日までが午前9時から午後5時までとなっております。ただし、観光案内所は霧島神宮の参拝客が非常に多いものですから、条例では定めておりますけれども、1月の1日と2日は、トイレの清掃等をしてもらわないといけないので、職員が交代をしながら出ているということで、実質は12月30日と31日だけ休んでいる状況です。

○副委員長（厚地 覺君）

下期は午後5時までなものですから、案内人がいないわけですね。観光客にとっては時間は無いわけですから、せめて午後6時半とか7時くらいまでは案内すべきだと思います。

○委員（中馬幹雄君）

指定管理料については、平成27年度は539万742円でしたが、新しく指定する分については金額は幾らですか。

○観光課長（八幡洋一君）

今後、御提案させていただきますけれど、同額程度となっております。

○委員（塩井川幸生君）

収支の面で、宿泊所を案内した場合の手数料が幾らくらいあるのか分かれば教えてください。

○観光課長（八幡洋一君）

手数料は観光協会が取っておりますけれど、観光案内所が手数料は取れません。観光案内所の指定管理の中には入ってこないと。

○委員（塩井川幸生君）

この指定管理は観光協会を指定するのではないのですか。だから、観光協会の収支はどうなっていますか。

○観光課長（八幡洋一君）

観光協会の収支計算書も出ているのですけれど、決算額で1億円近くあり、たくさんの事業があり、内訳は私たちでも分かりにくいという現状でございます。必要であれば、総会資料のコピーを提出させていただきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

先ほどから資料のことがいわれていますけれど、やはり収支予算書などの資料を揃えてもらうことが、親切ではないかなと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、議案第120号について、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時25分」

「再開 午時 2時40分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 議案第84号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第84号について意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第101号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第102号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第103号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第104号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第114号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第115号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、審査（２）、議案第101号から審査（７）、議案第115号まで、以上６件について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

今回、３年に１回の公の施設の使用料等の改定をなされるわけですが、一部には減額の施設があります。しかし、全体的には、値上げの条例改正の提案になっております。公平な受益者負担の在り方、近隣市町村の状況等を判断した上での総合的な判断による改定であるわけですが議決してからでないと、市民の皆さんは分からないということです、このことをしっかりと市民の方々に理解を頂くような取組、理解を求める丁寧な説明の機会をつくるべきではないかと思えます。その点についてきちっとした対応をしていただきたいと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第122号 指定管理者の指定について（霧島緑の村）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第122号について意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

指定管理者としての基準をわずかに超えている評点が低い状況でございました。委員の意見の中にも、細心の注意を払いながら安定的な管理運営をしていただきたいというようなことや、着実に指定管理を実施していただきたいという部分の意見もあります。さらに、この団体が指定管理実績がないという状況ではありますので、ここらをしっかりと執行当局のほうも把握しつつ、健全な運営ができるように、市民サービスの低下にならないような運営について、ぜひとも指導をお願いしたいというところでございます。

○委員（植山利博君）

阿多委員と同じような視点からの意見になるわけですが、これまで指定管理を受けていたきりしまPPPが辞退したというようなことで、指定管理料としても非常に厳しい運営が迫られるような予測をします。質疑の中でもやり取りがありましたけれども、収支予算書を見ましても、自主事業の中に自主事業に対する明快な方針が打ち出されておられません。あの施設をいかに有効に活用して自主事業を導入しながら、収益が上がるような健全な運営ができるような取組を、事業者と担当部局が連携をしっかりと取りながら進めていただきたいというふうに指摘をしたいと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第123号 字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第123号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第110号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第110号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第121号 指定管理者の指定について（霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、霧島市横川勤労者技術研修館、丸岡公園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に議案第121号について意見はありませんか。

○委員（阿多己清君）

利用実績が少ない施設がありました。横川体験農園であります。年間利用者数が3人という状況であるんですが、ここらの部分の見直しをすべきであるのかなという思いを致しました。

○委員（植山利博君）

平成26年度と平成27年度の収支の説明を受けました。2年間にわたって、収支は400万円近い赤字で運営されてきたという実態のようです。このことが、事業者のその責任に関わるものなのか、若しくは事業者にとってどうしようもない、例えば燃料代の高騰、人口減、施設の老朽化ということが原因となっているのであれば、今回、指定管理の基準価格もこれまでよりも増額見直しをされておりますけれども、健全な運営ができるような形で、担当部局と事業者と密に連携を取りながら、市民サービスの低下のないように、また財政的にも安定して長期的に向こう5年間、運営ができる

ような取組を求めたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第124号 霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンターの建設工事委託に関する基本協定の締結について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第124号について意見はありませんか。

○委員（植山利博君）

日本下水道事業団に委託契約ということですので、事業団が実際の設計、工事発注については入札をするということのようです。工事はできるだけ地元の事業者を使って、事業が進められるような取組を求めておきたいと思います

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第125号 平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3の締結について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第125号について意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第97号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第98号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第100号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第105号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

△ 議案第106号 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

て

- △ 議案第107号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第109号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について
- △ 議案第111号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、審査（14）、議案第97号から審査（21）、議案第111号まで、以上8件について意見はありますか。

○委員（植山利博君）

議案106号及び議案第111号、この二つの議案は、議案第106号は、小浜海水浴場のボートの設置を廃止するという条例です。これは、数年前からボートも無く、運営はされていなかったものを条例が残っていたわけですので、この条例を改正してするというこのようです。また、議案第111号もグラススキーを数年前からしていないということで、条例の改正をするわけですがけれども、やはり海水浴場に貸しボートがある若しくはグラススキーというのはどこにでもある施設ではありません。このような施設が名実ともに無くなっていくということは、私個人としては大変残念な思いがあります。今回、条例改正はやむを得ないものと致しましても、今後、できるならば、今の時代に合った形で、市民や子供たちが楽しめるような遊具施設の整備を進めていただいて、小浜海水浴場や神話の里公園が、多くの方に楽しめるような充実した施設になるよう管理者、担当部局それから指定管理を受けている事業者が共に力を合わせて取り組んでいただくことを求めていると思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第120号 指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第120号について意見はありますか。

○委員（植山利博君）

直接指定ということで、確かに観光協会という団体は、市内においては商工会や商工会議所などと共に市の重要な政策を担っていただいている団体だと理解をしております。しかしながら、今回の説明資料は、若干不十分ではなかったかという気が致します。もう少し丁寧な資料を準備していただきたいということを申し入れておきたいと思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案22件の自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第84号 霧島市手数料条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

まず、議案第84号、霧島市手数料条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第84号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第84号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第97号 霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第97号、霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第97号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第97号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第98号 霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第98号、霧島市働く女性の家の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについ

て討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第98号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第98号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第100号 霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第100号、霧島市浜之市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第100号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第100号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第101号 霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第101号、霧島市福山農村青年の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第101号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第101号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第102号 霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第102号、霧島緑の村の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第102号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第102号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第103号 霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第103号、霧島市国分畜産研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第103号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第103号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第104号 霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第104号、霧島市家畜審査場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第104号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第104号については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決定いたしました。

△ 議案第105号 霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第105号、霧島市横川勤労者技術研修館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第105号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第105号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第106号 霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第106号、霧島市小浜海水浴場休憩所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第106号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第106号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第107号 霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第107号、霧島市観光案内所施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第107号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第107号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第109号 霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第109号、霧島高原国民休養地設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第109号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第109号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第110号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第110号、霧島市都市公園条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第110号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第110号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第111号 霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第111号、霧島市神話の里公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについ

て討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第111号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第111号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第114号 霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第114号、霧島市農産物加工施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第114号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第114号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第115号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第115号、霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第115号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第115号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第120号 指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第120号、指定管理者の指定について（霧島市観光案内所）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第120号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第120号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第121号 指定管理者の指定について（霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、霧島市横川勤労者技術研修館、丸岡公園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第121号、指定管理者の指定について（霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、霧島市横川勤労者技術研修館、丸岡公園、霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第121号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第121号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第122号 指定管理者の指定について（霧島緑の村）

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第122号、指定管理者の指定について（霧島緑の村）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第122号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第122号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第123号 字の区域の変更について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第123号、字の区域の変更についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第123号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第123号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第124号 霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンターの建設工事委託に関する基本協定の締結について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第124号、霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンターの建設工事委託に関する基本協定の締結についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第124号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第124号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第125号 平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3の締結について

○委員長（池田綱雄君）

次に、議案第125号、平成28年度霧島市公共下水道国分隼人クリーンセンター再構築（長寿命化）建設工事委託に関する協定その3の締結についてについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第125号について、原案のとおり可決すべきもの決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第125号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、陳情処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（有村隆志君）

使用料の一部改正があって、利用頻度が少なくなると、その施設の廃止ということになってきます。市民の皆様が利用する公共性の高いものについては、値段を引き下げるという考えと、もう一つは、市内の皆様が使いやすい環境を作っていただくということを付け加えていただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

今回、指定管理の議案が3件あったわけですがけれども、議案第121号と第122号については、大変いい資料が添付されておりまして、しっかりと審議をするに値する資料だったと評価したいと思います。今後も指定管理については、その経営状況、利用状況、将来展望が掌握できるような資料提供を求めておきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

今回の指定管理者の審査におきましては、一者しか応募が無かったわけですがけれども、応募が複数出てくるような施策を考えるべきだと思いますし、指定管理料につきましても、果たしてこれで満足な管理ができるのかどうか、そこらを精査して料金を決めていただくようにしていただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時10分」

「再開 午時 3時20分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に閉会中の所管事務調査についてですが、何か御意見はありませんか。

○委員（有村隆志君）

各地域それぞれの問題点を、一、二点ほど絞って、それを後で皆さんと現場を調査していくとい

うことをお願いします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま意見がございましたが、閉会中の所管事務調査として、産業建設課常任委員会の所管事項として提出ということによろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次にその他として何かありませんか。

○委員（有村隆志君）

来年は、改選の年でありますので、行政視察の日程を早める方向で検討していただきたいと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

事務局からもそのような提案がありました。いつ頃を予定しますか。

○委員（植山利博君）

3月議会が閉会后、6月議会の開会前に実施してはと思います。

○委員長（池田綱雄君）

それでは、4月、5月頃ということで、テーマを事務局へ出していただきたいと思えます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時25分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

池田 綱雄